

# NNSホーム防犯カメラサービス 利用規約

2025年10月1日

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 目次                               |   |
| 第1章 総則                           | 3 |
| 第1条(規約の適用等)                      | 3 |
| 第2条(規約の変更等)                      | 3 |
| 第2章 契約                           | 3 |
| 第3条(申し込み、利用継続条件・契約の単位)           | 3 |
| 第4条(利用申し込み)                      | 3 |
| 第5条(利用申し込みの承諾)                   | 3 |
| 第6条(契約の成立)                       | 3 |
| 第7条(申し込みのキャンセル等)                 | 3 |
| 第8条(設置場所の移転または移設)                | 3 |
| 第9条(契約者情報などの変更)                  | 3 |
| 第10条(譲渡の禁止)                      | 3 |
| 第11条(契約者が行う契約の解除)                | 3 |
| 第12条(当社が行う契約の解除)                 | 4 |
| 第3章 サービス                         | 4 |
| 第13条(本サービスの内容)                   | 4 |
| 第14条(サービスの変更)                    | 4 |
| 第15条(提供の中断)                      | 4 |
| 第4章 料金                           | 4 |
| 第16条(料金の適用)                      | 4 |
| 第17条(利用料等の支払い義務)                 | 4 |
| 第18条(工事に関する費用の支払い義務)             | 4 |
| 第19条(機器に関する費用の支払い義務)             | 4 |
| 第20条(その他の費用負担)                   | 4 |
| 第21条(課金開始日等)                     | 4 |
| 第22条(端数処理)                       | 4 |
| 第23条(割増金)                        | 4 |
| 第24条(遅延損害金)                      | 4 |
| 第5章 設備                           | 5 |
| 第25条(設備の設置・提供・撤去・設置場所の変更及び費用負担等) | 5 |
| 第26条(設備の設置場所の無償使用等)              | 5 |
| 第27条(機器等の貸与)                     | 5 |
| 第28条(当社・契約者の維持責任)                | 5 |
| 第29条(調査・保安に対する利用者の協力)            | 5 |
| 第30条(付属品及び映像データの管理責任)            | 5 |
| 第6章 損害賠償                         | 5 |
| 第31条(責任の制限)                      | 5 |
| 第32条(免責事項)                       | 5 |
| 第7章 雑則                           | 5 |
| 第33条(地位の承継)                      | 5 |
| 第34条(承諾の限界)                      | 5 |
| 第35条(禁止事項)                       | 5 |
| 第36条(違反行為への対応)                   | 6 |
| 第37条(通知、情報の配信等)                  | 6 |
| 第38条(個人情報の取り扱い)                  | 6 |
| 第39条(分離可能性)                      | 6 |
| 第40条(合意管轄裁判所)                    | 6 |
| 第41条(準拠法)                        | 6 |
| 料金表                              | 6 |
| クレジットカード支払いに関する特約                | 6 |

## 第1章 総則

### 第1条(規約の適用等)

- 株式会社日本ネットワークサービス(以下「当社」といいます。)は、当社が定めるNNSホーム防犯カメラ(以下「本サービス」といいます。)利用規約(以下「本規約」といいます。)及び別に掲げる料金表により本サービスを提供します。本サービスは、JCOM株式会社(以下「JCOM」といいます。)が運営する防犯カメラサービスを利用して提供しています。本サービスを利用する契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約に従って、本サービスを利用させていただきます。
- 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等(以下併せて「個別規約」といいます。)も、名目のかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。
- 本サービスを利用するためには、JCOMが提供するパーソナルID(以下「パーソナルID」といいます。)及びパスワードが必要となります。契約者及び契約者の許諾を受けてご家族様用のパーソナルID(以下「家族用ID」といいます。)を付与された者(以下契約者と併せて「利用者」といいます。)は、本規約の他にJCOMが定めるパーソナルID利用規約(以下「パーソナルID利用規約」といいます。)に同意の上、本サービスを利用するものとします。
- 本サービスを利用するためには、JCOMが提供する本サービス専用のアプリケーション(以下「ホーム防犯カメラアプリ」といいます。)が対応するOSを搭載するスマートフォン等(以下併せて「スマートフォン等」といいます。)を用意し、ホーム防犯カメラアプリをインストールすることが必要です。利用者は、JCOMが定める「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」及び「ホーム防犯カメラアプリに関するアプリケーション・プライバシーポリシー」(以下「アプリプラポリ」といいます。)に同意の上、本サービスを利用するものとします。
- 契約者は、JCOMが提供する専用サイトを通じて家族用IDを発行し、それに基づいて家族用IDを付与されたものは、本サービスを利用することができます。ただし、家族用IDのご利用に伴う責任は契約者に帰属します。また、家族用IDの発行・登録には家族用IDをご利用される方のお名前・生年月日・性別・携帯電話番号・メールアドレスなどをご登録いただく必要があります。家族用ID発行時に登録された情報を当社がお預かりする事はありませんが、システムを提供しているJCOMにおいてはその限りではありません。そのためJCOMの定めるプライバシーポリシー等に準じて取り扱われることに同意いただきます。詳しくは「ホーム防犯カメラアプリ利用規約」「パーソナルID利用規約」「アプリプラポリ」をご確認ください。

#### 【ホーム防犯カメラアプリ利用規約】

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/app-terms.html>

#### 【パーソナルID利用規約】

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/personal-id/terms/>

#### 【アプリプラポリ】

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/application-privacy-policy.html>

### 第2条(規約の変更等)

当社は、当社ホームページへの掲載等当社所定の方法で予め契約者に対して変更内容を通知することにより、本規約の変更をすることができます。この場合、本サービスの料金及びその他提供条件は変更後の本規約によりります。

## 第2章 契約

### 第3条(申し込み・利用継続条件・契約の単位)

- 本サービスの利用にあたっては、次の各号に定める当社のサービスのいずれかをご利用中である必要があります。
  - 当社が別途「インターネット接続サービス利用規約」で定めるサービス(以下「NNSインターネット接続サービス」といいます。)
  - 当社が別途「LTE 無線通信サービス「CCNet Air」規約」で定めるサービス(以下「LTE 無線通信サービス」といいます。)
- 本サービスは、1契約につき1パーソナルIDを付与し、機器の台数は1契約あたり3台を上限とします。

### 第4条(利用申し込み)

- 本サービスの契約の申し込み(以下「利用申し込み」といいます。)は、当社所定の書式に必要事項を記入し、当社に提出して行うものとします。
- 前項の場合において、本サービスの契約者になろうとする物(以下「申込者」といいます。)は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂くことがあります。ただし、特に認める場合は、この限りではありません。

### 第5条(利用申し込みの承諾)

- 当社は、利用申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上の都合により、承諾の順序を変更、または延期することがあります。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申し込みを承諾しないことがあります。
  - 屋外用ネットワークカメラ(以下付属品と併せて「屋外カメラ」といいます。)の設置及び本サービスの提供が技術的な理由等により困難な場合。
  - 申込者が利用申し込みに係る契約上の義務を怠る、あるいは本規約に違反するおそれがあることが明らかであるとき。
  - 申込者が当社への債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - 利用申し込みに必要な当社所定の書式への記載事項に不備がある、あるいは虚偽の事実を記載したとき。
  - 申込者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき。
  - その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

### 第6条(契約の成立)

- 本契約は、第4条(利用申し込み)の手續きに基づいて申込者が申し込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
- 本サービスの利用開始日は、屋外カメラの設置工事が完了した日とします。

### 第7条(申し込みのキャンセル等)

- 契約者が、本契約を訪問販売その他クーリングオフの適用がある取引形態で締結した場合、契約者は、特定商取引に関する法律第4条に定められる法定書面を受領した日から8日を経過するまでの間、文書により本サービスの契約の申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
- 前項の規定による申し込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定に基づき、契約者がその申し込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、契約者は屋外カメラを直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 前項の規定により当該端末が当社へ返却されない場合、契約者は料金表に定める金額を支払う責任を負うものとします。
- 第1項の規定による申し込みの撤回等を行った者は、実際に支払った料金等の還付を請求することができます。ただし、予め加入申し込みの撤回をする意思をもって契約の申し込みを行った場合等、契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

### 第8条(設置場所の移転または移設)

- 契約者は、当社所定の書式により当社に届け出ることにより、屋外カメラの移転または移設を請求できます。
- 当社は、前項の請求があったときは、第5条(利用申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「利用申し込み」とあるのは「移転または移設の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。
- 第1項の変更に必要な工事は、第25条(設備の設置・提供・撤去・設置場所の変更及び費用負担等)に基づき当社または当社が指定した者が行います。
- 第1項の変更に必要な工事にかかる費用については、第18条(工事に関する費用の支払い義務)の規定に準じて取り扱います。

### 第9条(契約者情報などの変更)

契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

### 第10条(譲渡の禁止)

契約者はその契約に基づいて本サービスを受ける権利を譲渡することはできません。

### 第11条(契約者が行う契約の解除)

- 契約者は契約を解除しようとするときは、解除希望日の1か月前までに、当社所定の書式により当社に届け出ることとします。
- 契約者は、解除を行う場合には、第17条(利用料等の支払い義務)の規定による月額利用料金を含む全ての料金(解約月の月額利用料金も含む)を

当社が指定する期日までに精算するものとします。

- 第1項で定める書式が届け出された場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去します。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 契約者は本条に定める解除、及び第12条(当社が行う契約の解除)に定める解除の場合、直ちに屋外カメラを当社に返却するものとします。なお、当社が定める期日までに返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

#### 第12条(当社が行う契約の解除)

- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく本サービスの提供を停止し、契約を解除または契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、当社が本条による解除を行う場合は、第11条(契約者が行う契約の解除)第2項から第4項の規定に準じて取り扱います。
  - 利用申し込みにかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明したとき。
  - 利用者が、本規約の定め違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれに是正しなかったとき。
  - 利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断したとき。
  - 利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断するとき。
  - 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき。
  - 契約者の所在が不明になり、または当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となったとき。
  - 当社が指定する期日を経過しても本サービスに係る料金等を支払わない(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できないときを含みます。)など、当社に対する債務の履行を契約者が怠ったとき。
  - 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - その他、契約者として不適切と当社において判断したとき。
- 当社は、前項の規定により本サービスの契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。
- 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社、JCOMまたはJCOMの提携事業者の設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

### 第3章 サービス

#### 第13条(本サービスの内容)

- 当社は、契約者に対し、以下のサービスを提供します。
  - JCOMが所有し、当社が借り受けた屋外カメラを貸し出すサービス
  - 別途指定するスマートフォン等にJCOMが提供するホーム防犯カメラアプリをインストールした利用者に対し、ホーム防犯カメラアプリを介して屋外カメラの操作等を可能とする旨を案内するサービス
- 本サービスの利用者による行為は、契約者によるものとみなします。そのため、契約者は、利用者に対し、本規約の他個別規約等を周知し、契約者と同等の義務を負わせるものとします。
- 当社及びJCOMは、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社及びJCOMは、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条(サービスの変更)

- 契約者は、当社が提供する本サービスの変更を請求することができます。
- 前項の請求を行う場合には、第4条(利用申し込み)、第5条(利用申し込みの承諾)、第6条(契約の成立)の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「利用申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

#### 第15条(提供の中断)

当社及びJCOMは、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

- 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- 火災、停電、天災等の不可抗力、その他当社の責に帰すことができない

- 事由に起因して本サービスの提供が不能または困難になったとき。
- 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になったとき。
- 本サービスを提供するための通信の輻輳または回線の障害等が生じたとき。
- 前各号のほか、本サービスの業務遂行に著しい支障を与え、または与えるおそれがある事態が判明したとき。

### 第4章 料金

#### 第16条(料金の適用)

- 当社が提供する本サービスに関する料金は、料金表に定めるところによります。
- 契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第17条(利用料等の支払い義務)

- 契約者は、本サービスの月額利用料金について、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の月である場合は1か月間とします。)について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料等を支払うものとします。
- 当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した月額利用料金の返還は行いません。

#### 第18条(工事に関する費用の支払い義務)

契約者は、本規約に規定する工事の請求を行い、当社がこれを承諾したときは、料金表に定める工事費等の支払を要します。ただし、工事着手前のキャンセルまたは第7条(申し込みのキャンセル等)の適用があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### 第19条(機器に関する費用の支払い義務)

契約者は、故意または過失により当社から貸与している屋外カメラを故障、破損、または喪失させた場合は、料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。

#### 第20条(その他の費用負担)

- 契約者は、本サービスの利用のため、別途スマートフォン等、「NNSインターネット接続サービス」または「LTE 無線通信サービス」の利用環境(上り伝送速度10Mbps以上を推奨)、及び無線LAN接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用及びその他の費用は契約者が負担するものとします。
- 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社及びJCOMは本サービスの提供に一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条(課金開始日等)

- 本サービスの月額利用料金の課金開始日は、屋外カメラを設置し、その機能の正常性を確認した翌月の1日とします。
- 第14条(サービスの変更)の規定によりサービスの変更があった場合、変更後のサービス提供開始日及びその料金の適用日は、当社がその工事を完了した日の翌月の1日とします。
- 当社は、契約に係る初期費用は当該契約成立後速やかに、その他月額利用料金は当該利用月の翌月で当社が別途定める日に、それぞれ請求します。
- 前項の請求を受けた契約者は、当該請求に係る料金等を当社が指定する期日、方法により支払うものとします。

#### 第22条(端数処理)

当社の料金計算においては、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

#### 第23条(割増金)

契約者は、利用料等の支払を不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として、当社に支払うものとします。

#### 第24条(遅延損害金)

契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年率14.6%の割合で計算して得た額を遅延

損害金として当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌営業日から起算して10営業日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第5章 設備

### 第25条(設備の設置・提供・撤去・設置場所の変更及び費用負担等)

当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

### 第26条(設備の設置場所の無償使用等)

1. 契約者は、当社または当社の指定する者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への立ち入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供与するものとします。
2. 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。なお、このことに関し後日異議等が発生したときは、契約者が責任をもって解決するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した設備の動作維持に必要な電気料金等について負担するものとします。

### 第27条(機器等の貸与)

1. 当社は、契約者に第13条(本サービスの内容)の規定に基づき屋外カメラを貸与します。
2. 利用者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 利用者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

### 第28条(当社・契約者の維持責任)

1. 当社またはJCOMの維持管理責任の範囲は、当社またはJCOMそれぞれの設備とします。なお、利用者は当社またはJCOMの設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承諾するものとします。
2. 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者設備とします。

### 第29条(調査・保安に対する利用者の協力)

利用者は当社の設備設置工事及び維持管理に協力するものとします。

### 第30条(付属品及び映像データの管理責任)

1. 付属品として初回に屋外カメラに内蔵されるSDカードは試供品であり、動作について当社は責任を負いません。また、その所有権は屋外カメラ設置時点から契約者に帰属するものとし、屋外カメラの返却または交換の際、当社は引き渡しを受けません。
2. 利用者は、本サービスによりSDカードに録画された映像の管理について一切の責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
3. 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、屋外カメラに内蔵されるSDカードの容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。

## 第6章 損害賠償

### 第31条(責任の制限)

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの1か月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。

### 第32条(免責事項)

1. 契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社及びJCOMは、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失(契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。)について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社及びJCOMは以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとします。
  - (1) 当社またはJCOMの設備以外の設備等に関連して発生した支障
  - (2) 設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障
  - (3) 天災地変その他当社またはJCOMの支配を超える事由によって、契約者の設備または当社またはJCOMの設備が損壊、毀損したことによって発生した支障
  - (4) 契約者の設備により発生した支障

- (5) 本サービスを「NNSインターネット接続サービス」または「LTE無線通信サービス」以外の通信回線にて利用したことによって発生した支障
2. 以下のいずれに該当する場合にも当社及びJCOMはその責を負わないものとします。
    - (1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止したとき。
    - (2) 契約者が本規約に違反することにより、当社またはJCOMが本サービスを停止したとき。
    - (3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止したとき。
    - (4) 第6条(契約の成立)に基づき当社が設置する屋外カメラ専用機材の故障等、当社またはJCOMの都合により、本サービスが停止したとき。
  3. 当社及びJCOMは、契約者による本サービスの利用及び録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。
  4. 当社及びJCOMは、本サービスの内容及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。
  5. 当社及びJCOMは、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害及び損失について、一切責任を負わないものとします。
    - (1) 本サービスを通じて取得した情報等の数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、利用者のスマートフォン等での利用の可否
    - (2) 本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性
    - (3) 本サービスが利用者の目的または要求を満たしていること
    - (4) 本サービスに中断、障害が生じないこと
    - (5) 本サービスが利用者の期待する適切な時期に提供されること
    - (6) 本サービスがエラーのないものであること

## 第7章 雑則

### 第33条(地位の承継)

1. 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の書式により当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合、相続人が二人以上あるときは、そのうち一人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、当社はその相続人のうち一人を代表者として扱います。

### 第34条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、または料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、請求をした者にその理由を通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第35条(禁止事項)

1. 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。
  - (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
  - (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
  - (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかなを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
  - (4) ホーム防犯カメラアプリを、第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること
  - (5) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
  - (6) 本サービスを第三者に再許諾すること
  - (7) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
  - (8) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
  - (9) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
  - (10) ID等を不正に使用または使用させること
  - (11) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等または登録する行為

- (12) 他人(他の契約者を含み、以下同様とします。)の名前その他の情報を不正利用する行為
  - (13) 当社または他人の産業財産権(特許権、商標権等)、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
  - (14) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
  - (15) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
  - (16) 本サービスを商業目的で使用する行為(ただし、当社が別に定めるものを除きます。)
  - (17) 法令または公序良俗に違反する行為
  - (18) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
  - (19) その他、当社が不適当と判断した内容または行為
2. 利用者は、当社及びJCOMと別段の合意がある場合を除き、JCOMが提供するインターフェース以外的手段で本サービスにアクセスしない(またはアクセスを試みない)ことに同意するものとします。

#### 第 36 条(違反行為への対応)

1. 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本規約に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、事前の通知なしに、利用者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、強制的な契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合の結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
3. 本条項に利用者が反したことにより当社または第三者に損害を与えた場合、及び当社または第三者と紛争を生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

#### 第 37 条(通知、情報の配信等)

1. 当社が利用者に対して通知を行う場合、または本サービスに係る運営上のお知らせ、もしくは利用者にとって当社が有益と考える情報の配信を行う場合、当社は、本サービスに係るWebサイト上に掲載(当社からの通知もしくはお知らせ等を記載したページまたはアプリケーション等にリンクを貼る行為を含みます。)する方法またはアプリケーション上に掲載する方法により、これを行うものとします。
2. 当社及びJCOMは、契約者が本サービス取得時に登録した電子メールアドレス宛に、メールマガジン、アンケート及びその他の本サービスに係る運営上の告知等のメールを送信することができるものとします。
3. 当社及びJCOMは、本サービス、前項のメール等において、当社及び第三者の提供するサービスに関する広告等の情報を掲載(広告等の情報を表示したページにリンクを貼る行為を含みます。)することができるものとします。

#### 第 38 条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者に関連する個人情報(デバイス情報やCookieによる取得等を含みます。)について、当社が公表するプライバシーポリシー(以下「当社プライバシーポリシー」といいます。)に基づき適切に取り扱います。
2. 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用出来ませんので、ご了承ください。
3. 当社は、利用者から取得した個人情報(お客さま番号、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、申込日等)を、本サービスを提供する目的の範囲内でJCOM及びその業務委託先に提供します。
4. 当社は、前項に基づきJCOMに提供した個人情報について、JCOMより加工・集計された情報を受領する場合があります。
5. 当社は、利用者に本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、及び情報処理業者に対して個人情報の取り扱いを委託する場合がございます。その場合には、当社の責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。
6. 当社プライバシーポリシーは、以下に記載するWebサイト上で確認することができます。  
**【当社プライバシーポリシーはこちら】**  
<https://www.nns-catv.co.jp/privacy/>  
**【アプリプラボリはこちら】**  
<https://www.jcom.co.jp/catv-service/cs/scamera/application-privacy-policy.html>

7. 利用者はご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正または削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問合せください。  
**【連絡先:株式会社日本ネットワークサービス】**  
 電話:055-251-7111  
 個人情報保護管理者宛

#### 第 39 条(分離可能性)

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

#### 第 40 条(合意管轄裁判所)

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 41 条(準拠法)

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

料金表(記載の料金額は、屋外カメラ1台ごと発生します。)

#### 1. 手続きに関する費用

| 区 分 | 料金額(税込) |
|-----|---------|
| 登録料 | 3,300円  |
| 設定料 | 3,300円  |

#### 2. 工事に関する費用

| 区 分     | 料金額(税込) |
|---------|---------|
| 設置工事費*1 | 22,000円 |
| 配線撤去費*2 | 5,500円  |

#### 3. 月額利用料金

| 品 目               | 料金額(税込) |
|-------------------|---------|
| NNSホーム防犯カメラサービス*3 | 2,200円  |

#### 4. 損害金の額

| 区 分           | 料金額(不課税) |
|---------------|----------|
| 屋外カメラ(本体のみ)*4 | 15,000円  |

\*1 特殊工事が必要な場合は、別途見積もり、算定の上、追加工事費が発生する場合があります。

\*2 配線撤去費は、契約者からの求めによる屋内配線の撤去費を指します。

\*3 屋外カメラの設置台数は1契約あたり3台までとなります。

\*4 交換工事が必要な場合は、別途、工事費が発生する場合があります。

#### クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 契約者は、契約者から当社に申し出のない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求をした場合も前項と同様に支払うものとします。
3. 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。